

各種ガイドライン改正（案）新旧対照表

目次

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン 新旧対照表（案）	1
契約に関するガイドラインー P F I 事業契約における留意事項についてー 新旧対照表（案）	3

P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン 新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分。[] は注記。）

改正後	改正前
<p>ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>4-1 民間事業者の募集、評価・選定</p> <p>（基本的な考え方）</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 上記(1)②の民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるといふ、いわゆる性能発注の考え方を探ることが必要である。また、提供されるべき公共サービス水準を達成するためのサービスの調達方法・手段については、応募者の創意工夫が阻害されるような条件を排除し、民間事業者の創意工夫に委ねることが適当である。</p> <p>一方で、P F I 事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、各施設の用途を踏まえ、災害時の<u>管理者等と民間事業者の役割分担・情報連絡体制等に関する事</u>及び被災者の受入れ等に活用できることや、事前調整の上で公的行事のために活用できることについて<u>募集の際にあらかじめ明示しておく</u>ことが望ましい。[災害対応]</p> <p>なお、発注する性能の具体的要件については、できる限り明</p>	<p>ステップ4. 民間事業者の募集、評価・選定、公表</p> <p>4-1 民間事業者の募集、評価・選定</p> <p>（基本的な考え方）</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 上記(1)②の民間事業者の創意工夫の発揮のためには、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるといふ、いわゆる性能発注の考え方を探ることが必要である。また、提供されるべき公共サービス水準を達成するためのサービスの調達方法・手段については、応募者の創意工夫が阻害されるような条件を排除し、民間事業者の創意工夫に委ねることが適当である。</p> <p>一方で、P F I 事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、各施設の用途を踏まえ、災害時の被災者の受入れ等に活用できることや、事前調整の上で公的行事のために活用できることについて<u>示しておく</u>ことが望ましい。</p> <p>なお、発注する性能の具体的要件については、できる限り明</p>

<p>確に提示し、応募者が共通の理解を得るようになることが重要である。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(会計法令の適用を受ける場合)</p> <p><u>(11) 予定価格を定める際は、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることが必要である。[物価変動（予定価格）]</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>(審査方法)</p> <p>(13) [略]</p> <p>(民間提案に対する評価)</p> <p>(14)～(17) [略]</p> <p>(地域企業参画に対する評価等)</p> <p>(18) [略]</p>	<p>確に提示し、応募者が共通の理解を得るようになることが重要である。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(会計法令の適用を受ける場合)</p> <p>[加える。]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(審査方法)</p> <p>(12) [略]</p> <p>(民間提案に対する評価)</p> <p>(13)～(16) [略]</p> <p>(地域企業参画に対する評価等)</p> <p>(17) [略]</p>
<p>附 則</p> <p>本ガイドラインは、<u>令和6年●月●日</u>から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>本ガイドラインは、<u>令和5年6月2日</u>から施行する。</p>

契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について－ 新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分。[] は注記。）

改正後	改正前
<p>4. 「サービス対価」の支払等</p> <p>4-4 「サービス対価」の改定</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3. 物価の変動による改定 [物価変動（物価指数・基準時点・契約変更）] [削る.]</p> <p>・「サービス対価」の改定の基準とする物価指数の採用にあたっては、<u>選定事業者が負担する物価変動リスクを減じるため、選定事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要である。具体的には、当該市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。また、当該物価指数は、あらかじめ入札説明書等に案を明示した上で、民間事業者との協議により決定することが望ましい。</u></p> <p>・どの時点の物価を「サービス対価」の改定の基準とするかについて</p>	<p>4. 「サービス対価」の支払等</p> <p>4-4 「サービス対価」の改定</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3. 物価の変動による改定</p> <p>・「サービス対価」の改定の基準とする物価指数としては、<u>企業向けサービス価格指数、実質賃金指数、消費者物価指数、卸売物価指数、建設物価指数（修繕費に対応）などがある。対象業務ごと、対象費用項目ごとに、上記の指数を対応させる場合もある。</u></p> <p>・「サービス対価」の改定の基準とする物価指数の採用にあたっては、<u>選定事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される指数を採用することにより、選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができる。</u></p> <p>[加える.]</p>

<p><u>ては、契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが考えられる。入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サービス対価」の改定は、基準とする指標の変動の多寡にかかわらず、一定期間（毎年又は3年ごととする場合が多い）に定期的を実施する場合と、基準とする指標が一定割合以上変動している場合にのみ改定する場合がある。 ・<u>管理者等は、以上のような「サービス対価」の改定について適切に対応するとともに、選定事業者から契約変更の協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ることが必要である。この点、管理者等に不利となる契約変更は認められないとの考え方もあるが、選定事業における当初の官民のリスク分担、物価変動の影響等を踏まえた上で、契約変更をして当該選定事業の実施を継続する方が新たに事業者選定を行うよりも管理者等にとって有利と考えられる場合には、契約変更が認められると考えられる。</u> <p>4・5 [略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「サービス対価」の改定は、基準とする指標の変動の多寡にかかわらず、一定期間（毎年又は3年ごととする場合が多い）に定期的を実施する場合と、基準とする指標が一定割合以上変動している場合にのみ改定する場合がある。 <p>[加える。]</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>附 則 本ガイドラインは、令和6年●月●日から施行する。</p>	<p>附 則 本ガイドラインは、令和5年6月2日から施行する。</p>